



# ヨコハマトリエンナーレ2011

## YOKOHAMA TRIENNALE 2011

オフィシャルグッズ募集要項  
(ロゴ/マーク等の使用・取扱について)

平成23年4月27日作成

ヨコハマトリエンナーレ2011 ライセンス管理事務局

## ヨコハマトリエンナーレ2011オフィシャルグッズ募集 について

当事業、[ヨコハマトリエンナーレ2011 オフィシャルグッズ募集]は、[ヨコハマトリエンナーレ2011]の認知と開催への理解を高め、広く企業の方々にも参画いただく機会を創出することを目的としています。ご参画にあたっては、ロゴ/マーク等を適正に使用していただくため、使用の際の申請方法、および使用方法等をお読みください。この国際的なイベント、[ヨコハマトリエンナーレ2011]をご活用いただき、ビジネス、さらには御社のユニークな商品プロモーション、ブランディングにお役立て下さい。

### 1. [ライセンスー認定]

[ヨコハマトリエンナーレ2011]のロゴ/マーク等を使用したオフィシャルグッズの製作を希望される方は、[ヨコハマトリエンナーレ2011 ライセンス管理事務局](以下「ライセンス事務局」と言う)に所定の申請書にて申請いただき、事務局からの使用承認により、正式にライセンスー(被承認者)として認定されます。ライセンスーはロゴ/マーク等を使用した商品を製作することができます。※商品の製作には商品内容、デザインの詳細の審査が必要です。

### 2. [ライセンスー資格]

企業、団体、個人、法人を問わず申請できます。

ただし、申請者本人又は代表者が、次のいずれかに該当する場合は[ライセンスー認定]はできません。

- ア) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産宣告を受け復権していない者。
- イ) 銀行取引停止処分を受けている者、懲役又は禁固の刑に処せられその執行が終っていない者。
- ウ) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が未確定の者。
- エ) 申込業種について3年以内に行政処分を受けた者、暴力団員及びこれに準ずる者。

### 3. [オフィシャルグッズ]

オフィシャルグッズは、ライセンスー認定社が、販売のため企画・製造する商品を指します。

○商品例・・・衣料、雑貨、玩具、文具 など ※一例

### 4. [オフィシャルグッズ認定基準]

ライセンス事務局は、「ヨコハマトリエンナーレ2011 ロゴ/マーク等仕様マニュアル」に適合し、[ヨコハマトリエンナーレ2011]の認知と開催への理解を高めるために効果があると認められる場合に、ロゴ/マークの使用が承認されますが、次のいずれかに該当する場合は承認されません。

- ア) [ヨコハマトリエンナーレ2011]の基本理念にそぐわないと判断された時。
- イ) [ヨコハマトリエンナーレ2011]の品位を損なう。又は事業の正しい理解の妨げとなるおそれがあると判断された時。
- ウ) 政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると判断された時。
- エ) 個人、団体の売名に利用されるおそれがあると判断された時。
- オ) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると判断された時。
- カ) [ヨコハマトリエンナーレ2011]事業、又は[横浜トリエンナーレ組織委員会]の認める関連事業を推進する妨げとなるおそれがあると判断された時。
- キ) 法令や公序良俗に反するおそれがあると判断された時。
- ク) 品質・性能等、公的機関の認定等が必要な販売物等について、当該認定等が得られていない時。
- ケ) 上記以外[ライセンス事務局]がロゴ/マーク等の使用について不適当と判断された時。
- コ) 特別な管理を必要とするもの。(高価なもの、温度管理が必要なものなど)

サ) 危険なもの、異臭を発するもの。

※既に類似商品に承認をしている場合、著しく類似した商品についてはデザイン変更、もしくは承認されない場合があります。

※オフィシャルグッズ不承認の場合

デザイン、サンプル製作、申請に要した費用について[ライセンス事務局]は一切の責任を負わないものとします。

## 5. [ロゴ/マーク等内容]

(1) ライセンシーは商品に以下を使用または、オフィシャルグッズ化することができます。

- a ヨコハマトリエンナーレ 2011 のロゴやタイトルを使った商品
- b ヨコハマトリエンナーレ 2011 の参加作家とのコラボレーションによる商品
- c ヨコハマトリエンナーレ 2011 の展覧会タイトル「OUR MAGIC HOUR」にちなんだ商品
- d アーティストと市内の障害者地域作業所等とのコラボレーションによる商品

※b、dについては確約するものではありません。(要交渉/別途契約料がかかる場合があります)

※いずれもロゴ/タイトルを使用する場合は「ヨコハマトリエンナーレ2011 ロゴ/マーク等仕様マニュアル」で定められた仕様内容に沿って適正にご利用ください。

(2) 製作したオフィシャルグッズの販売促進行為(PR/告知)を行う際に、下記の呼称が使用可能です。

**[ヨコハマトリエンナーレ2011 オフィシャルグッズ]**

## 6. [ロゴ/マーク等使用料]

オフィシャルグッズを製造する際の、申請料、ロゴ/マーク等使用料はかかりません。

## 7. [承認番号の明示]

[ライセンス事務局]から発行された承認番号を、商品の本体、またはタグ、パッケージに必ず明示して下さい。

## 8. [オフィシャルグッズの製造]

オフィシャルグッズを量産する際には以下の事項を遵守して下さい。

- ア) ライセンシーは商品を製造する際、直接または取引社にかかわらず厳重な製造/品質管理を行ない、万一の不具合、事故等の一切の責任を負うものとします。
- イ) ライセンシーは製造する全ての商品について[ライセンス事務局]の承認を得た商品サンプル同等の品質を保持して下さい。
- ウ) 商品の品質上の欠陥もしくはライセンシーによる販売方法に起因して、[ライセンス事務局]が第三者からクレーム(製造物責任法に基づくクレームを含む)を受けた場合には、すべてライセンシーにおいてこれを処理解決し、[ライセンス事務局]に対して迷惑及び損害を及ぼさないものとします。

## 9. [オフィシャルグッズの販売・流通]

(1) ライセンシーが直接扱う自社販売ルート以外については[ライセンス事務局]が仕入し、オフィシャルショップへ販売委託するものとします。(買い取りではありません)

◇[ヨコハマトリエンナーレ2011]オフィシャルショップ:[横浜美術館]

※商品によっては日本郵船海岸通倉庫(BankART Studio NYK)でも取り扱うことがあります。

※トリエンナーレの会場以外の販売は今後協議します。その場合、トリエンナーレ開催前に販売を始めることがあります。

- ◇ オフィシャルショップでの販売期間は[ヨコハマトリエンナーレ2011]会期中とします。
  - ※ 自社販売ルートで販売する場合は会期前でも可能です。(別途ご相談ください)
- ◇ [ライセンス事務局]の委託販売手数料は販売商品上代の25%とします。
- ◇ 商品代金は毎月末締め～翌月末にライセンシーへ支払うものとします。
- (2) ライセンシーの自社販売ルートでの販売、また、取引業者へ商品を卸して販売する場合にも、以下項目を遵守して下さい。
  - ア) オフィシャルグッズを他の商品の付属物(おまけ等)として、また、抱き合わせで販売することはできません。
  - イ) [ヨコハマトリエンナーレ2011]会期中は自社ルート、取引業者ルートを問わず承認された小売価格にて販売して下さい。
  - ウ) オフィシャルグッズの販売方法などでも[ヨコハマトリエンナーレ2011]および、ロゴ/マーク等のブランドイメージを維持して下さい。

## 10. [留意事項]

上記以外以下事項についても遵守して下さい。

- ア) 使用期間  
ロゴ/マーク等の使用期間は、承認日から平成24年12月31日までとします。
- イ) 販売猶予期間  
ア)の使用期間満了後の商品在庫については、[ライセンス事務局]と協議の上、平成24年3月31日まで販売できるものとします。それ以降については[ライセンス事務局]と協議の上、条件などを決定するものとします。いずれも販売条件は使用期間と同一となります。
- ウ) 承認取消  
下記事項のいずれかに該当したとき、[ライセンス事務局]は使用承認の取消しをいたします。これにより[ライセンス事務局]が損害を被った場合、ライセンシーは賠償の責を負うものとします。
  - a 申請時、提出した書類の内容に虚偽があることが判明した時。
  - b ロゴ/マーク等をその承認内容と反して使用した時。
  - c ライセンシーが社会的信用(訴訟、経営状況等)を損なうおそれがあると[ライセンス事務局]が判断した時。
  - ※ 承認取消の判断をされた際、ライセンシーは、直ちにロゴ/マーク等の使用を中止し、製造したオフィシャルグッズの販売を中止、廃棄処分をしていただきます。
  - ※ 販売中止商品回収、廃棄費用、派生する損失等について、[ライセンス事務局]は一切の責を負わないものとします。
- エ) 非独占的権利  
[ライセンス事務局]の承認はオフィシャルグッズの製作、販売に限定してロゴ/マーク等の使用を認めるもので、ライセンシーに独占権を与えるものではありません。
- オ) 知的所有権の帰属  
ライセンシーは、ロゴ/マーク等に関する知的所有権(商標権、著作権、その他)が[横浜トリエンナーレ組織委員会]に帰属することを了承しているものとします。
- カ) 損失等  
ロゴ/マーク等を使用したことによる損失は、ライセンシーが負うものとします。

## 11. [申請の流れ]

ライセンシー申請、ロゴ/マーク等の使用申請は、以下の手順により[ライセンス事務局]へ行っていただきます。その際、申請内容が第4項の各項に該当する場合、ライセンシー認定ができません。(この場合、オフィシャルグッズの製作をすることはできません)また、第5項の各項に該当する場合、および[仕様マニュアル]に適合しない場合、

ロゴ/マーク等の使用は承認されません。

※申請書類については[ヨコハマトリエンナーレ2011]オフィシャルホームページよりダウンロードしていただけます。

【申請フロー】

※以下は8/6オープン時から販売開始を希望される方の製作スケジュールです。オープン後、8/6以降の参加も可能ですので詳細はご相談ください。

**1. 使用申請、デザイン申請（5月末〆切）**

ロゴ/マーク等の使用内容とデザイン審査。

提出書類：◇ロゴ/マーク等使用誓約書(様式1~2) ※初回申請時のみ

◇ロゴ/マーク等使用申請書(様式3①デザイン審査)

**承認番号発行**

**2. サンプル申請、承認番号の明示（6月末〆切）**

商品サンプルによるロゴ/マーク等の仕様審査。

提出書類他：◇ロゴ/マーク等使用申請書(様式3②商品サンプル審査)

◇サンプル商品(商品サンプルには承認番号を明示してください。)

※承認後[ヨコハマトリエンナーレ2011 ロゴ/マーク等使用承認書]発行。

**製作承認**

全商品に承認番号を記載してください。

**3. 完成商品の提出（7月末〆切）**

商品の完成品をご提出いただきます。

提出書類他：◇完成品(2セット) ※提出品は返却いたしません。

**[ヨコハマ トリエンナーレ2011]開催/オフィシャルグッズ販売**

**12. [申請書等の提出先]**

**ヨコハマトリエンナーレ2011 ライセンス管理事務局**

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町5-1 YCS 5F 株式会社相鉄エージェンシー内

担当：渡辺/神(じん)

TEL:045-450-1812/FAX:045-450-1818 E-mail: yokotori@soag.co.jp

※営業時間：月～金(祝日を除く)午前10時～午後6時

ヨコハマトリエンナーレ2011公式HP

<http://www.yokohamatriennale.jp/>

## ヨコハマトリエンナーレ2011 [オフィシャルグッズ] 認可/制作/販売の流れ

オフィシャルグッズの申請～販売までのしくみと流れは以下の図のようになります。

